三、読売新聞南ヶ丘ニュースセンターこと河上正門に対する件

平成二年（排）第一二号

排除命令

福岡県大野城市大字牛頸一〇八七番地六七
読売新聞南ヶ丘ニュースセンターこと
河上正門

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　読売新聞南ヶ丘ニュースセンターこと河上正門は、同人が、平成元年一二月から平成二年一月までの間に、大野城市南ヶ丘周辺において、読売新聞を購読する者に対して、景品類としてオーブン電子レンジ、留守番機能付電話機、自転車、掃除機等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行ったことが、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三九年公正取引委員会告示第一五号）第一項の規定に違反したものである旨及び今後このような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、今後、新聞購読者に対して、景品類（「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各

号に掲げるものを除く。）を提供してはならない。

三　同人は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　読売新聞南ヶ丘ニュースセンターこと河上正門（以下「南ヶ丘ニュースセンター」という。）は、肩書地に営業所を置き、日刊新聞等の販売業を営む事業者であって、福岡県春日市の春日一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目及び平田台、同県大野城市の下大利、牛頸、南ヶ丘、緑ヶ丘、つつじヶ丘及び平野台並びに同県太宰府市の吉松の一部、青葉台及び大佐野の地域（以下「大野城市南ヶ丘周辺地域」という。）において、読売新聞を販売している。

二　南ヶ丘ニュースセンターは、平成元年一二月から平成二年一月までの間に、大野城市南ヶ丘周辺地域において、自ら家庭を訪問し、又は従業員若しくはいわゆる新聞の拡張員（新聞社又は新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）をして家庭を訪問させ、例えば、七二か月間、読売新聞を購読する者に対して、留守番機能付電話機を提供するなど、同新聞を購読する者に対して、景品類としてオーブン電子レンジ、留守番機能付電話機、自転車、掃除機等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が購読者に対して提供することができる景品類は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものに限定されているところ、前記二の景品類の提供は、いずれもこの限度内のものとは認められないものである。

法令の適用

前記事実によれば、南ヶ丘ニュースセンターの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成二年六月八日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男

委員　宮代力

委員　伊従寛

委員　佐藤徳太郎

委員　宇賀道郎